



特集

あきる野市 デジタルアーカイブを ご利用ください

温故知新 わがまちを知り 誇れる郷土

あきる野市には、後世に伝えていきたい数々の「歴史」やゆかりの「ひと」が存在します。地域の歴史や文化に愛着を感じ守り伝えていくこととする意識の高まりは、郷土愛を生み、やがて今取り組むべき地域の課題を解決する力(地域力)となります。あきる野市の地域の歴史や活躍した人物などの豊富な資料を「あきる野市デジタルアーカイブ」歴史・ひと・情報」として、市と図書館のホームページで公開しています。私たちが住むまちを簡単に、もっと知ることができそうですので、ご利用ください。



萩原タケ (36歳) 所蔵先: 日本赤十字看護大学

「あきる野市 デジタルアーカイブ」歴史・ひと・情報」とは

デジタルアーカイブとは、時間の経過により劣化したりばらばらになったりしてしまう資料や文献・情報などをデジタル化することで、長期間の保存と利用を可能にするものです。

あきる野市には、さまざまな分野で活躍した「ひと」がいます。また、先人が築き上げた「歴史」や「文化」があります。そして、地域のできごとや情報は、日々積み重ねられています。こうした「歴史・ひと・情報」を一つにまとめたのが「あきる野市デジタルアーカイブ」です。

「あきる野市 デジタルアーカイブ」の構成

内容は、4つの項目から構成されています。
「あきる野市を知るため」
「あきる野市の写真館」
「あきる野市の新聞記事」

「深沢家文書の検索」
「あきる野市の新聞記事検索」

あきる野市に ゆかりのある人々や 五日市憲法草案も

「あきる野市デジタルアーカイブ」では、「萩原タケ」が受章した第1回「ナイチンゲール記章」や、204条からなる五日市憲法草案の写真など貴重な資料も、「あきる野市を知るため」や「あきる野市の写真館」から調べることができ



深沢家の土蔵

きます。このほかに、さまざまな分野で活躍した人々や文化財の写真を紹介しています。五日市憲法草案は、深沢家文書の資料の一つです。深沢家文書は、図書も含めて約3千点からなります。これらの資料は、「深沢家文書の検索」で分類やキーワードから検索して写真を見ることが出来ます。

新聞記事の検索
などで新しい発見も

あきる野市デジタルアーカイブは、あきる野市に関するのある新聞記事の見出しを調べたいときに「あきる

野市の新聞記事検索」から検索できます。1985年(昭和60年)以降の記事から調べることができ、「新聞社」や「日付」「キーワード」などからも検索できます。記事の内容は、中央図書館のコピーサービスで入手できます。

閲覧の方法

自宅のパソコン: 市中央図書館のホームページからアクセスまたは「http://archives.library.akiruno.tokyo.jp/」を直接入力
中央図書館: 2階の利用者用パソコン、壁面展示タッチパネルで閲覧

問合せ

「あきる野市デジタルアーカイブ」歴史・ひと・情報」: 中央図書館 (558-1108)
「市ホームページ」: 市長公室(直通558-1269)

市政に関する情報は 市ホームページなどから ご覧になれます

市政情報の公開

市ホームページから多くの市政情報を調べることができます。ホームページの「行政情報」から市のプロフィールや、現在取り組んでいる「施策」「計画」と「財政状況」などを公開しています。「事務報告書」では、年度ごとに各課が行

った業務の実績を掲載していますので、市役所の仕事の内容を知ることが出来ます。

「あきる野統計」の発行

市の人口の推移や年齢別内訳、土地の地目別面積など、統計データとして毎年3月下旬に「あきる野統計」をまとめています。市



役所4階情報公開コーナーで閲覧できます。

問合せ
「市ホームページ」: 市長公室(直通558-1269)
「あきる野統計」: 総務課庶務係(直通558-1329)

知恵袋 消費生活 相談情報

新聞の契約は慎重に!

事例 2日前、勧誘員に訪問され1年先の新聞の契約をした。よく考えてみると、先のことなので心配になってきた。解約はできるか。
アドバイス 契約書面を受け取ってから8日以内なので、無条件に解約(クーリング・オフ)をすることが出来ます。クーリング・オフ期間を過ぎると、消費者側にも契約した責任が生じて、引越など特別な事情がない限り、一方的にやめることはできなくなります。この場合は、販売店との話し合いにより、お互いに合意すれば解約ができますが、解約料や景品の返還を請求される場合もあります。「年先から」のような契約は、そ

の時は大丈夫だろうと思っただけで、事情が変わって購読できなくなる事もある。契約は慎重にしましょう。
あきる野市消費生活相談窓口 消費者が事業者と結んだ契約で、困ったときやおかしいなと思ったときは、ひとりで悩まずにお気軽にご相談ください。
開設日時: 毎週月曜・木曜日 午前9時~正午、午後1時~4時
場所: 市役所1階市民相談室
問合せ: 商工観光課商工振興係(直通558-1867)
東京都消費生活総合センター
開設日時: 毎週月曜日、土曜日 午前9時~午後4時(架空請求110番は午後5時まで)
消費生活相談・多重債務相談: 03-3235-1155
架空請求110番: 03-3235-2400
高齢者110番: 03-3235-3366

市民ローンのご案内

市民が臨時的に支出する資金について、融資を斡旋します。

資格 市内に1年以上居住し、前年度の所得が750万円以下の市民税納税義務者で滞納のない方
使途 冠婚葬祭資金、教育資金、医療資金、出産資金、災害に伴う住宅資金

融資額 最高100万円(最低10万円、1万円単位)
貸付利率 年3.0%
償還期間 5年以内
保証 保証料を市が負担します。
取扱金融機関 秋川農業協同組合、青梅信用金庫、西武信用金庫、多摩信用金庫の市内各本・支店
申込み・問合せ 商工観光課商工振興係(直通558-1867)